

## 「文節」概念を超えて—都城方言の韻律記述試論—

下地理則（九州大学）

## 1 韻律を考える上で、文節は有効な単位なのか？

N 型アクセント研究では一般に、**文節**を基本単位とした記述と分析が行われる<sup>1</sup>。ここでいう文節とは、文を区切っていき、途切れのない発話単位の最小のものである（橋本 1934）。これは、形式的には自立語に付属語（学校文法の助詞・助動詞）がついたものにほぼ相当する。

(1) a. 則夫が b. 則夫だ c. 焼いてる d. 焼いてみた

(1d) は 2 文節、それ以外は 1 文節である。文節による分析では、(1d) が異質ということになる。しかし、実際にはこの区別が有効ではない場合もある。例えば、鹿児島市方言や、のちに取り上げる宮崎県都城方言では「則夫だ」が韻律的に「則夫」＋「だ」で別れ、また「焼いてる」も語根とアスペクト接辞が韻律的に別れ、1 つの文節が 1 つの韻律句に対応しないことで知られる<sup>2</sup>。都城方言ではさらに、「則夫だ」が文節数の違いを越え「焼いてみた」と同じ韻律パターンになる（後述）。

文節は、韻律記述において本当に有意義な概念なのだろうか？「文節単位にアクセント」が成り立つなら強力な一般化である。しかし、これはアクセント研究が基本的に「則夫が」「焼いた」のような**文節が最小の句に対応する場合**に偏った関心を寄せて調査してきた結果であるように思われる。1 文節の「則夫が」は最小の項句であるが、「則夫だ」は、実は複雑述語（名詞句＋コピュラ補助動詞）になっているという点は見逃せない（次節）。「則夫だ」は、文法構造的にはむしろ複雑述語「焼いてる」「焼いてみた」と並行的なのである。「則夫だ」が文節性の例外となるのは、文節という（音韻的な単位でも文法的な単位でもない、単なる発話単位としての）独特な単位から記述を試みたからである<sup>3</sup>。

そこで本発表では、アクセント研究で前提にされる文節概念から距離をおき、このことによって、文節性の例外を含め、整然とした記述が可能であることを示す。取り上げる方言は、文節が 1 つのアクセント句に対応すると考えられてきた宮崎県都城市方言である。いわゆる 1 型アクセントに分類され、文節末音節が高いピッチになる（H トーン指定される）とされる（平山輝男 1951）。

## 2 項と述語の構造

上で挙げた (1a-d) は、文節の観点からは (1a-c) vs. (1d) であることを見た。しかし、文法構造の観点から捉え直すと、(1a) vs. (1b-d) となる。すなわち、「則夫が」という拡大名詞句（extended NP, Shimoji 2008）と、「則夫だ」「焼いてる」「焼いてみた」という述語句の文法構造は大きく異なる。共通語の「則夫が」という拡大名詞句（主語項）は、名詞句「則夫」と、それに役割標識（role marker）としての主格助詞「が」が接続した構造になっている（図 1 左端）。「則夫の弟が」の場合、名詞句「弟」の従属部に別の名詞句「則夫」が属格句として埋め込まれる（役割標識として属格助詞をとって「則夫の」になる）。

<sup>1</sup>本発表の草稿に対して、五十嵐陽介氏、窪園晴夫氏、黒木邦彦氏、高城隆一氏、廣澤尚之氏、宮岡大氏、山田高明氏からコメントをいただいた。記して感謝申し上げます。

<sup>2</sup>上野 (2012) はこの問題に言及した上で、コピュラや終助詞などを文節性の例外とする。より正確には、これらを「付属語」とよび、文節内要素（助詞・助動詞、上野の用語で「助詞類」）と区別することで、事実上、これらを通常の文節に含めない考えに立つ。しかし、「発話を区切った最も短い単位」という文節の定義上、付属語と助詞類の区別は問題にならない（してはならない）はずである。結局、文節の定義に、本来なかった文法的観点を持ち込んでまでこの概念を保守するメリットはなく、この用語を放棄して本発表のような文法構造に直接言及する方針に切り替えるべきであると考え。多くの研究者が「文節」とカッコに入れて呼ぶことで、正確な用語法ではないこと、急場を凌ぐ記述の道具であることを暗に示唆しているが、そうであれば、科学的単位としては一刻も早くこれを放棄した方がいいと発表者は考える。

<sup>3</sup>韻律現象をより広く考えた時、松岡葵 (2024) が指摘するように、いわゆる最小語制約の適用範囲という観点でも、拡大名詞句（名詞＋格助詞）と述語句（名詞＋コピュラ）は振る舞いが異なるという通方言的傾向がある。これもまた、文節概念に拘泥してはむしろ本質が見えにくくなる。

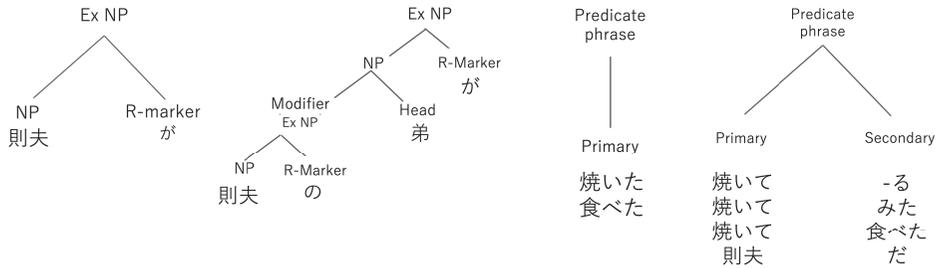


図 1. 拡大名詞句と述語句

一方、述語句は第一要素 (primary component) を必須要素にとり、これが述語全体の語彙の意味と結合価を決める。「焼いた」「食べた」のように、第一要素のみの述語を**単肢述語**、「焼いてみた」「焼いて食べた」「焼いてる」「則夫の弟だ」のように第一要素が第二要素と複雑述語を形成する場合を**両肢述語**と呼んでおく (下地理則 2018)。両肢述語構造の第一要素は、それが屈折詞 (用言) なら非定形屈折する (「焼いて」)。それによって標示できなくなった文法カテゴリー (テンスやムード) は第二要素が担う。第二要素は補助動詞や補助形容詞、または別の語彙的動詞になることもある (例: 焼いて食べた)。単肢・両肢述語の別は、語性の違いを超えて成り立つ。すなわち、1 語形式の「焼いてる」も、構造的に第一要素と第二要素に分かれる両肢述語である。統語的複合語も同様である。形容詞述語「高くなる」「高く (は) ある」「高くない」のようなものも両肢述語である。軽動詞構文も同様に、「寝坊する」は「寝坊」が第一要素、「する」が第二要素である<sup>4</sup>。

名詞述語もまた両肢述語である。第一要素は拡大名詞句であり、音形のない空の役割標識をとるとみなす。拡大名詞句が標示できない述語の文法カテゴリーを第二要素のコピュラ動詞が担う<sup>5</sup>。「則夫だ」は第一要素が拡大名詞句 (則夫+ゼロの役割標識)、第二要素がコピュラである<sup>6</sup>。

### 3 都城方言の韻律句形成の記述

#### 3.1 項と述語の基本的な韻律パターン (表 1 の 1~5 番)

拡大名詞句は、その末尾音節に H が付与される (/koRmɯiN[ga]/ 「公務員が」)<sup>7</sup>。/koRmɯiN[no]ozisaN[ga]/ 「公務員のおじさんが」では、まず属格拡大名詞句 (図 2 の黒丸 1 番) が音調指定され、次に主語拡大名詞句全体 (黒丸 2 番) に **cyclic** に音調指定される。拡大名詞句に関して得られる音調パターンは、たまたま文節分析と同じになるが、文節分析は以下にみる述語句の記述で役に立たなくなる。

述語句について、/koRmɯiN[zya]/ 「公務員だ」、/[e]tyoQ/ 「焼いてる」、/[eQ] mita/ 「焼いてみた」、/[eQ] kuta/ 「焼いて食べた」の全てに関して述語句の左端の構成素の末尾音節に H を付与 (他

<sup>4</sup> ある構造体 A+B が両肢述語をなすか、単肢述語 (語根 A + 接辞 B) になるかは、記述する言語によって異なる。同じ言語でも、類似した文法カテゴリーが異なった扱いを受ける可能性がある (例: ヨルトル形式、可能表現など)。ここでの論点は、いずれにせよ両肢述語構造という概念を導入しなければ、正しい述語構造の記述ができないという点である。

<sup>5</sup> 名詞述語 (形容動詞述語も) の場合にも、その結合価を決めるのはあくまで第一要素たる拡大名詞句の方であり、第二要素 (コピュラ) ではない、というのが発表者の考え方である。例えば、「専門」という拡大名詞句を述語にとる「専門だ」を考えると、これはその拡大名詞句の語彙の意味により、「専門である対象」が必須項となり、結果、他動名詞述語文になる (「彼は言語学が専門だ」)。コピュラの働きは、動詞述語の場合と全く同様、述語の文法カテゴリーの標示である。

<sup>6</sup> 「則夫だ」におけるコピュラ肯定形の「だ」に対して否定形の「でない」は、直感的には第二要素が分岐しているように思われるが (「則夫」+「で + ない」、発表者は以下の理由で、「則夫で」(第一要素) + 「ない」(第二要素) と考える。すなわち、取り立て助詞はどの述語句でも第一要素に後続する (「焼いてはいない」「高くはない」など)。この振る舞いにおいて、「則夫でない」は「則夫ではない」となり、「則夫で」を第一要素に属させる方が体系的である。まとめると、「則夫ではない」は名詞句「則夫」に役割標識「で」が付属した拡大名詞句を第一要素に、「ない」を第二要素にとる構造である。この分析は後述する都城方言にもうまく適合する。都城方言では、肯定形は/nori[o]zya/ 「則夫だ」というふうに、第一要素 (拡大名詞句/norio/) の末尾音節に H 音調指定される。否定形では/norio[zya] ne/となる。役割標識/zya/を第一要素末尾にするという本発表の分析に従えば、肯定形と全く同様に、第一要素/noriozya/の末尾音節に H 音調指定されると一般化できる。

<sup>7</sup> 今回の発表データはもっぱら MT 氏 (女性、1955 年生、外住歴 16-20 歳 (名古屋)) のイデオレクトをもとにしているが、発表者が知る他の話者の内省ともよく一致する。

表 1. 都城方言の様々な文法構造と韻律パターン (H 指定部分に [ ])

	文節分析 (スペースは文節境界)	実際 (文節分析とのずれは太字)
1 公務員が	koRmuiN[ga]	koRmuiN[ga]
2 公務員だ	koRmuiN[zya]	<b>koRmu[iN]zya</b>
3 焼いてる	e[tyoQ]	<b>[e]tyoQ</b>
4 焼いてみた	[eQ] mi[ta]	<b>[eQ] mita</b>
5 焼いて食べた	[eQ] ku[ta]	<b>[eQ] kuta</b>
6 置いてきてしまった	uQ[tiQ] ki[te] simo[ta]	<b>uQ[tiQ] kite simota</b>
7 書いてみるとこ	[keQ] mityoQto[ko]	<b>[keQ] mityoQ toko</b>
8 すごうるさい	zyozyo[na] sekara[si]	<b>zyozyo[na] sekarasi</b>
9 みんなで焼いた	miNna[de] e[ta]	<b>miNna[de] eta</b>
10 みんなで焼いて食べた	miNna[de] [eQ] ku[ta]	<b>miNna[de] [eQ] kuta</b>
11 さっき食べた魚は	seN[ni] ku[ta] io[wa]	seN[ni] ku[ta] io[wa]
12 公務員だったおじさんが	koRmu[iN] zyaQ[ta] ozisaN[ga]	koRmu[iN] zyaQ[ta] ozisaN[ga]
13 則夫がなくなった 財布じゃない?	norio[ga] negoQnake[ta] saihu[zya] ne[to]?	<b>norio[ga] negoQnaketa</b> <b>saihu[zya] neto?</b>

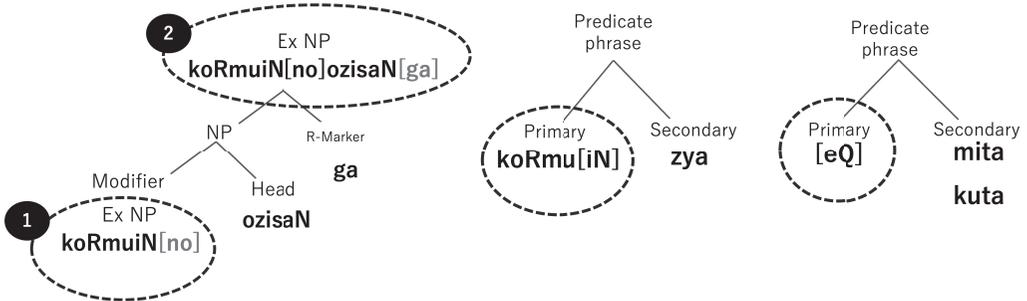


図 2. 拡大名詞句と述語句の音調指定：指定される構成素に破線囲み

の構成素は未指定)と一般化できる(図2は紙幅の都合で/[e]tyoQ/は省略)<sup>8</sup>。

なお、上記の分析に対して、本来全ての構成素がH指定されるものの、短すぎる場合は音調指定されないという別の見方もありうる。しかし、この「長さ不足」分析は成り立たない。/koRmu[iN]zya/「公務員だ」のコピュラを過去形の/zyaQta/にしても、末尾音節にHは生じない(/koRmu[iN]zyaQta/)<sup>9</sup>。さらに、/teNnoRheRka[ga] goraQsyaQta/「天皇陛下がいらっしやっただよ!」のような存現文(出現や存在の認識局面に特化した文)は、その文全体が述語句扱いとなり、主語項が述語句第一要素としてH指定され、あとは未指定となるが(福田凧子 2023も当該事実而言及)、動詞が/oQ/「いる」でも/goraQsyaQta/「いらっしやっただよ」でもH指定は決して生じない<sup>10</sup>。

### 3.2 述語句における埋め込み構造：表1の6, 7番

図3の左端(/uQ[tiQ] kita/「置いてきた」)をprimary要素に埋め込んだ構造を持つ/uQ[tiQ] kite simota/「置いてきてしまった」(図3の右端)のペアからわかることは、述語句では拡大名詞句と

<sup>8</sup>福田凧子(2023)は、「韻律語外になる」という表現を用いて述語句の記述を試みる。しかし、これは述語句構造を定義した上での一般化ではなく、パターンの列挙という形をとる。そこから、(語彙語に対する)機能語が韻律語外に置かれるとの結論を示す。この場合、例えば表1の4, 5番の並行性や、8, 9番で動詞・形容詞がH指定されない事実など、多くの例外が生じてしまう。平山輝男(1974)は、「アクセントの消失」(本発表の未指定、福田凧子 2023の韻律外)に着目するが、文節(平山の「アクセント節」)が「切れる」場合、つまり文末に来る場合に消失することがあるとしている。これは素朴な発話の切れ目に着目したもので、文法構造に言及した一般化ではない。しかも、文末に来る単肢述語動詞がH指定されること、埋め込み述語句の左端要素ではない非文末構成素の未指定(表1の7番)など、説明できない事実があまりに多い。

<sup>9</sup>ただし、これが連体節に置かれた時はHが生じるようになる。例えば/koRmu[iN] zyaQ[ta] ozisaN/「公務員だったおじさん」のように。しかし、これはコピュラの問題ではなくこの環境の問題である(3.4節で後述)。

<sup>10</sup>主語項が述語句第一要素扱われる他の例として、二重主語文がある。例えば/naomiwa sega take ga ne/「直美は背が高いね」は、<naomi[wa]>ExNP <se[ga]>ExNP <ta[ke]gane>Predicateのように、項句と述語句が別々の韻律ドメインになることもあれば、<naomi[wa]> <se[ga] take ga ne>全体が1つの述語句と同じ韻律パターン(左端構成素にのみ音調指定)を生じることもある。

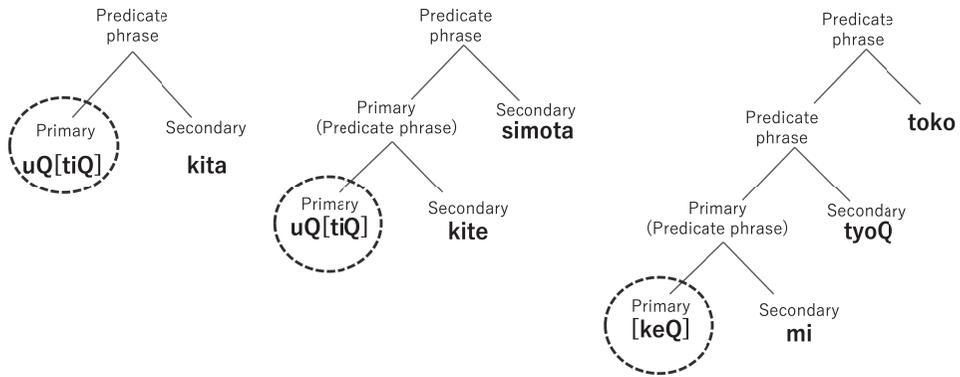


図 3. 述語句の埋め込みと音調指定（音調指定される構成素に破線囲み）

違って cyclic な音調指定がみられないということである。埋め込まれた最下層の述語句の左端の構成素（第一要素）だけが韻律指定を受け、残りは未指定となるからである。もし仮に、埋め込まれた述語句の左端構成素（uQtiQ）と、最上位の述語句の左端構成素（uQtiQ kite）にそれぞれ韻律指定が cyclic に働くなら、得られる音調は \*uQ[tiQ] ki[te] simota であったであろう。図の右端「書いてみるとこ」の埋め込みにおいても、最下層（線形的な左端）に 1 度だけ H 指定される。なお、「書いてみる」の述語句は、形式名詞起源のモダリティ要素「とこ」と結びついてさらに述語句を作っているとみる（このモダリティ要素や終助詞を句にどう位置付けるかは現在、記述の途中である）。

### 3.3 述語句がとる補部：表 1 の 8-10 番

項と異なる副詞的な要素は、述語句の補部として、述語句の一部となる。図 4 左端（「とてもうるさい」）と真ん中（「みんなで焼いた」）のように、述語句が単枝述語の場合、その左端は補部であるから、これのみ音調指定される。図 4 右端のように、述語句が両枝述語の場合、右枝分かれ構造となり、述語句の左端は 2 つ（補部と Primary 要素）となって、それぞれ音調指定される。

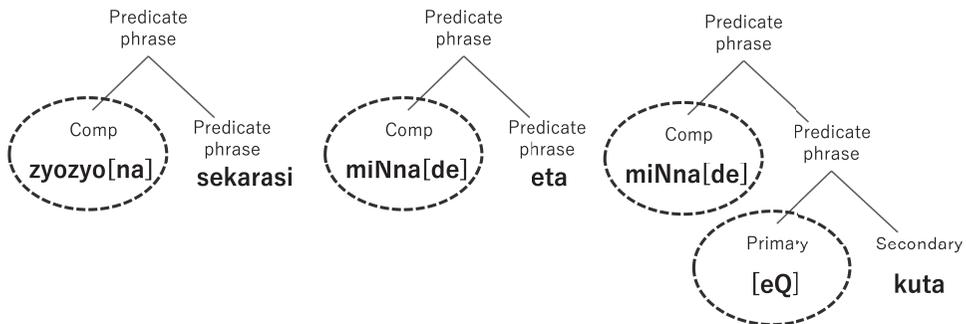


図 4. 補部を取る述語句の場合（韻律指定される構成素に破線囲み）

補部はとりわけ焦点化などの情報構造を動機とした韻律句の再編成に敏感である。例えば補部が焦点化されると（e.g. 「一人で焼いて食べたの？」に対し「いや、**みんなで**焼いて食べた」）、残りが前提句としてまとめ、上記と違った韻律句の再編が生じうる（この点は結論で再度触れる）。

### 3.4 連体節構造：表 1 の 11, 12 番

連体節は、属格句と同様に拡大名詞句の一種とみて、節が音形のない役割標識をとると見る（琉球諸語などにおける連体形は役割標識の音的実現だと捉える）。図 5 の左（動詞述語）、右（名詞述語）

いずれの連体節構造の場合も、まず連体節内部で拡大名詞句と述語句の音調指定が行われる（黒丸ゼロ番）。例えば「さっき食べた魚は」の場合、/seNni kuta/「さっき食べた」という連体節の内部は補部の/seNni/と述語句/kuta/からなるため、述語句の左端（補部）にのみ音調指定される。この節全体が音形のない役割標識をとって拡大名詞句となり、その句末の構成素（/kuta/）が音調指定される（黒丸1番）。最後に最上位の拡大名詞句末の構成素が音調指定される。文末では音調指定されない述語の構成素（「食べた」「だった」）も、連体節末では拡大名詞句末となるために音調指定される<sup>11</sup>。

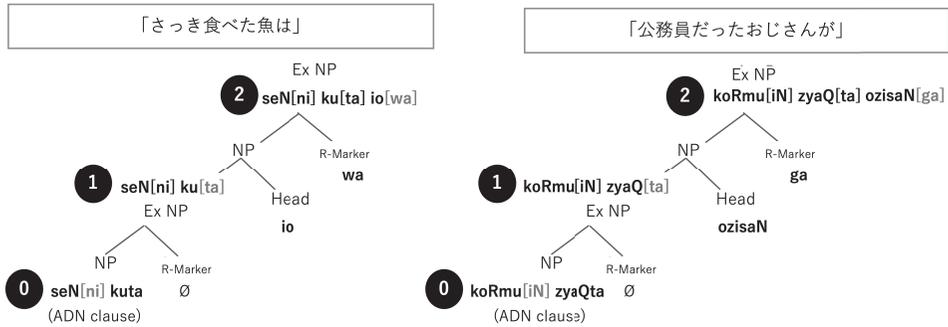


図 5. 連体節構造の音調指定

#### 4 都城方言の H 音調は何を示しているのか

上記の記述の結果、拡大名詞句の韻律と述語句の韻律には、ある重要な対立点が浮かび上がることがわかった。図 6 に示すように、拡大名詞句の典型的な役割である項あるいはその連続（つまり文から述語を除いたもの）は、拡大名詞句ごとに、その末尾に生じる音調指定によって、項の終端が示されるようになっている。終端がわかれば次の開始も同時にわかる（上野善道 1984）。音調指定によって、項同士を分断させる働きを持っているとも言える。



図 6. 項と述語における音調指定の機能

一方、述語句の場合、線形的に一番左の構成素に音調指定され、残りは未指定となる。よって、ある文を聞いていると、述語が生じるまではたくさんの H 音調が生じ（そしてそれを聞いていれば項の数が大体わかり）、述語が始まった途端、未指定部分の下降が目立つようになることで、述語全体のまとまりがわかる。単文に限れば、定義上、述語句は文中に 1 つのみであるから、その終端を示す必要はない。むしろ、述語句に様々な生じる構成素のまとまりを示す必要がある。都城方言では、述語句の開始境界を、その構成素の末尾音節 H という音調指定で表している。あとの未指定の部分は、それがどれだけ続いても、先に聞いた音調指定部分によって区切られた述語の中にあるとわかる。このように、拡大名詞句に生じる音調指定は項同士を分断する働きを持っており、述語句に生じる音調指定は述語のまとまりを示す働きを持っている。いずれの場合も、文節という素朴な発話の単位を区切るのではなく、項と述語の構造を、そしてその境界やまとまりを表示する句音調である<sup>12</sup>。

<sup>11</sup>佐藤久美子 (2013) は、同じ宮崎県小林市方言の型アクセントの分析で、語彙語 vs. 機能語という語種の区別によって韻律句形成の一般化を試みる（語彙語が音調指定される）。語彙語にはコピュラも含まれ、コピュラは基底で H 指定されるが、焦点から外れることでこれが削除されるとする。しかし、都城方言に関して、連体節のコピュラが音調指定される事実（図 5 右側）は焦点化とは無関係である。さらに、どちらも情報構造的に同じ（述語焦点）の/uQ[tiQ] kite simota/「置いてきてしまった」と/miNna[de] [eQ] kuta/「みんなで焼いて食べた」の音調指定は言語事実として異なっており、佐藤の分析を借り入れてもうまくいかない。都城方言に関しては、本発表で示すような構造的な位置への言及の方が事実をうまく説明できる。

<sup>12</sup>この都城方言の H 音調の働きは、鹿児島市方言の A 型、B 型における上昇音調（すなわち L から H への切り替わり、都

## 5 再び、文節性について

N型アクセント類型で決定的だとされる文節性（上野 2012:47）すなわち「文節全体で1つのアクセント句になって音調型が定まること」は、上述の通り、述語句の場合は成り立たない。しかし、拡大名詞句の場合には、一見すると有効であるようにも見える。「則夫の弟が」は、外形上/nori[oN]/も/otoQ[ga]/も音調指定されるからである。しかし、実際のデータを詳細に見ると、拡大名詞句に関してもやはり、文節性は支持されない。/koNta norioga negoQnaketa saihu zya ne to?/「これは則夫がなくなった財布じゃないか?」という文における連体節（太字）の音調指定をみてみよう。これまで提案した cyclic な音調指定によれば以下のようになる<sup>13</sup>。

(2) 連体節構造の音調指定（上から順に適用）

- a. 連体節内の音調指定：/nori[o<sup>ga</sup>] negoQnake[ta]/
- b. 連体節を拡大名詞句とした音調指定：上記の末尾音節に H（すでに指定済み）
- c. 述語（連体節込みの拡大名詞句）に音調指定：/nori[o<sup>ga</sup>] negoQnake[ta] saihu[zya] ne/

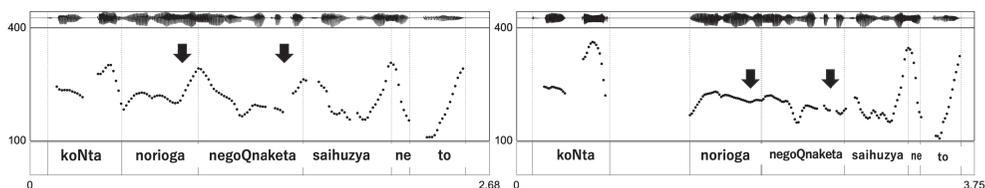


図 7. 連体節構造の音調指定。左は (2) に沿ったパターン。右は (2) のうち、(2c) のみが適用され、拡大名詞句全体にのみ音調指定されるパターン。図の黒矢印を比較すると、左では H 指定される /nori[o<sup>ga</sup>]/ と /negoQnake[ta]/ は、右では H 指定が生じていない。

(2a-c) の適用されたパターンは図 7 の左である。これは文節を単位とした音調指定とたまたま一致する。ところが、図の右のパターンは、文節分析では予想外で、しかもなぜ 3 つの文節のうち /saihu[zya]/ だけが音調指定されたのか説明不能である。

一方、文節概念を用いない本発表の枠組みにおいて、図 7 の右側と左側の違いは、cyclic な指定が働いたかどうかという点で自然に捉えることができる。すなわち、図の右側では、最上位の拡大名詞句に対してのみ 1 度きりの音調指定が生じたということである。しかも、これには動機がある。すでに 4 節で見たように、拡大名詞句の音調指定が主語、目的語など項同士の分断を示すことになるのなら、連体節の内部にまで細かく音調指定されるよりも、項全体（文法構造的には最上位の拡大名詞句）に対して一度きり生じる方が機能的である<sup>14</sup>。

本発表では、文節概念（その定義、すなわち内包）の問題点を指摘し、それを使わなくても、より明示的で矛盾のない記述が可能であることを示した。都城方言以外に目を転じた時に同じことが言えるかどうかは議論の中核部分ではない。しかし、文節性は N 型アクセントの通方言的特徴とされるから、以下では、簡単に通方言的な見通しを述べておきたい。例えば長崎の A 型のように、これまで文節の先頭から数えて 2 モーラ目に音調指定されると分析されてきた方言を扱う場合、文節に相当する単位が必要になる可能性もある。

城市方言における H 音調と同じの機能とも一部、共通するものと思われる。児玉望 (2005) により、鹿児島市方言における語レベルの音調で弁別的なのは下降の方であり、上昇は句の先頭を示すとの見方が示されている。特に B 型の場合、よく言われる末尾音節に H という特徴（すなわち上昇を捉えたもの）は、児玉の分析では句音調ということになる。

<sup>13</sup> 文全体につく疑問の /to/ には、ここで問題にしている音調指定ではなく、疑問イントネーションがかかる。これは単なる H ではなく rising (LH) であり、/to/ の母音長も通常より長くなる。

<sup>14</sup> Igarashi (2022) は、文節ごとの音調パターンが複数の文節にまたがって生じるという現象（アクセント句の拡大現象）が、1 型アクセントでは生じないとの類型的な一般化を行ない、これが無アクセント方言と 1 型アクセント方言を分けるパラメータであると述べる。都城方言は 1 型である。では、図の右側のパターンは Igarashi の一般化の反例になるだろうか？ 発表者は、以下に述べる理由で、反例にはならないとみる。確かに、図 7 の右のパターンは、多音節の 1 構成素と同様、H 指定された音節に向かって緩やかに下降する点では、1 構成素パターンに類似する。しかし、/norioga/, /negoQnaketa/, /saihuzya/ は完全にその境界が消失した 1 つの「多音節文節」のようになっておらず、それぞれの構成素の切れ目がわかる。よって、この時点で五十嵐の基準に合致しない。つまり、図の右側のパターンは、構成素の切れ目が消えて 1 つの長大な韻律ドメインのようになっていくわけではないのである。本発表では、名詞句内部のボトムアップで cyclic な音調指定が起こらず、トップダウンで最上位の拡張名詞句を対象に一度だけ音調指定が起こった結果だと考える。音調指定の末指定部分（/norioga/, /negoQnaketa/）の構成素としての切れ目は、その開始点の微かなピッチ上昇（東京方言について Poser (1984) などを参照）で残存している。

		拡大名詞句 (属格句)	拡大名詞句 (主語句)	表層
本発表の分析	yomega	N/A	[yome]ga 1 2	[yome]ga
	noriono yomega	norio[no]	norio[no] [yome]ga 1 2	norio[no] [yome]ga
写像規則分析	noriono yomega	N/A	(noriono) (yomega)	(norio[no])([yome]ga)

図 8. 「則夫の嫁が」に対する音調指定 (長崎方言の場合)

本発表の枠組み (図 8 の「本発表の分析」) では、拡大名詞句という単位のみを想定するので、まず属格句に音調指定され、次に cyclic に主語句全体に対して音調指定されることになる。この時、拡大名詞句の「先頭」位置の参照が問題になる。現時点では、すでに音調指定されている要素は韻律計算において不可視化する (図 8 で灰色) という、それほど無理のない考え方にたつ。しかし、図 8 の「写像規則分析」で示すように、埋め込み関係にある拡大名詞句 (属格句) と、それを内包する拡大名詞句 (主語句) について、線形的に左から拡大名詞句の終端に境界を挿入し、それで得られる 2 単位 (図 8 最下行の (noriono) と (yomega)) に韻律規則が適用されると考えることもできる<sup>15</sup>。これは、結果的に旧来の (名詞に関する) 文節の外延に一致する。しかし、この写像規則から生じる単位は、旧来の文節概念 (発話の区切りなる概念) と異なり、本発表が仮定した文法構造から二次的に導かれる派生単位である。本発表が提起した最重要の論点は、旧来の不明瞭な文節概念を放棄し、文法構造をより重視して、それに直接言及することで、文節性の例外を含めた韻律記述を前進させようというものである。文法構造から写像規則で導かれる派生単位による記述はこの延長線上にある<sup>16</sup>。

## 6 むすびにかえて：今後の研究課題と展望

本発表では、旧来の文節概念を離れ、拡大名詞句と述語句の文法構造を観察の土台にして、それが韻律句形成にどのように対応するかを記述してきた。都城方言では、音調指定が拡大名詞句に cyclic に生じることや、述語句の場合は cyclicity が見られず、句の左端にのみ生じることを明らかにした。これにより、文節分析では捉えられなかった韻律パターンを一貫して捉えられることを示した (表 1)。

とはいえ、残された課題の方が多い。まず、従属節の扱いである。特に副詞節を文法構造にどう位置付けるかを解決しなければならない。この問題には、**二節連接の前半節 > 単一節内の補部 > 両肢述語の Primary 要素 > 単肢述語の語幹**へという通時変化が絡む。構造を決めつつ、韻律を観察する際、本発表が問題にする H 指定 (項、述語の句レベルで指定される韻律) と文イントネーションとの関係も考えなければならない。現時点でわかっていることとして、/eiga[o] mi[te] modoQ[ta]/ 「映画を見て (から) 帰った」のような継起節と、/koRhiR[o] noNna[gai] modoQta/ 「コーヒを飲みながら帰った」のような従属度の高い副詞修飾節は、後続する述語/modoQta/の H 指定が明確に異なる。後者が補部 (太字) + 単肢述語構造をしている可能性を示唆する。

次に、情報構造による韻律句の再編についてである。句音調として H 指定された構成素は、さらにまた、より上位の句 (例えば情報構造上のまとまりで形成された焦点句など) のイントネーションによって、その H がブーストされたり、抑制されたりする。例えば、図 9 に示す /yamaNna sogarasi NRmaga oi/ 「山にはたくさん馬がいる」は、/sogarasi/ 「たくさん」に焦点があると、それ以降の音調指定が抑制される。主語項/NRmaga/の音調を対比されたい。図の左側は文焦点環境であり、主語項の音調の実現は通常通りである (左側画像の矢印)。しかし、右側の項焦点、すなわち/sogarasi/に焦点が置かれる場合、/NRmaga/の H 指定は抑制され、「下降の踊り場」として、つまり下降に抗って生じるレベルピッチのように実現する (右側画像の矢印)。この意味で、H の特徴が完全に消失するわけではない。よって、末尾 H の音調指定は、まず文法構造に沿って規則的に生じ、その後の焦点句形成に伴うピッチの抑制が生じると見た方が良い。この焦点化による H トーン抑制現象について、同じ一型アクセントの宮崎県小林方言について佐藤久美子 (2013) の先駆的な研究がある。佐藤は H 指定の削除を想定する。都城に関してどちらの考え方が適切かが論点となる (cf. Igarashi (2006))。

<sup>15</sup> 「先頭」位置の参照の問題点と「写像規則分析」アイデアは、方言の例と一緒に五十嵐陽介氏にご指摘いただいた。

<sup>16</sup> 写像規則は、本発表が仮定する文法構造からの派生単位であって旧来の文節概念と全く異なる点を別の例でも確認しておく。図 5 の「公務員だったおじさんが」は、その文法構造から、属格句 (連体節) /koRmuiN zyaQta/ と /ozisaNga/ の間に境界が入る。属格句はそれ自体、名詞述語構造であり、拡大名詞句 /koRmuiN/ と /zyatta/ の間に境界が入る。結局、派生単位 (koRmuiN)(zyaQta)(ozisaN[ga]) をもとに韻律計算される。コンピュータが韻律計算の単位になるのは文節分析では導き出せない。このように、写像規則による単位と文節は (その内包だけでなく) 外延も異なるのである。

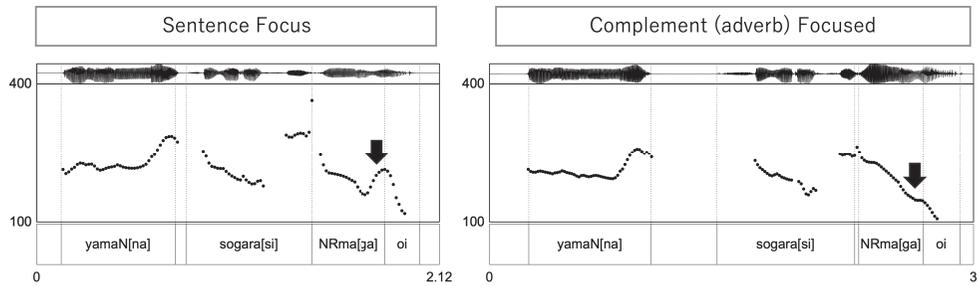


図 9. 後焦点句のトーン抑制

最後に、本発表で「未指定」と呼んだ部分の実態解明である。未指定と呼んだ理由の1つは、その構成素が決して積極的なピッチ上昇を持たず、環境によって様々な非上昇ピッチで実現するからである。文末の場合には例外なく下降するが、文中の場合は下降が抑制されるか、あるいはごくまれに、(直前の要素のHの後)そのまま高い音調を維持する (e.g. /ki[nu] ne[bo] site/ 「昨日寝坊して」) における/site/は未指定。ゆるやかな下降 or 高いまま)。よって、積極的な下降音調の指定は文イントネーションの実現であると考え、句レベルでは未指定と呼んだ。一方、周辺方言 (例えば鹿児島方言) を見ると、本発表で扱ったのと同じ構造でも、本発表が「未指定」とした構成素がA型ないしB型の指定を持つ (本発表; 窪蘭晴夫氏との私信, 2024年10月17日)。これを踏まえ、文法構造による韻律句形成において「未指定」は存在せず、実はすべての構成素が基底でH指定 (周辺方言を踏まえB型指定) されており、「未指定」と見られる部分は、焦点化の例で見た後焦点句の構成素と同じく、downstepなどでHが抑制されただけであるという可能性も残されている。この場合、本発表がこれまで「H指定 vs. 未指定」でとらえてきたものは「基底のH指定がプーストされる vs. 抑制される」の対立となり、本発表で明らかにした音調指定の規則は、プーストに関する規則ということになる。本発表の論点、すなわち「文節に頼らず、文法構造への直接的な言及を行った方が一貫した韻律記述 (基底のHのプーストがどこで起こるかに関する記述) が可能」という点は揺るがないものの、より正確な韻律記述を目指して、今後は「未指定」の実験音韻論的検証を行う予定である。

## 参考文献

- 福田凧子 (2023) 「宮崎県東城市方言における句レベルの韻律構造」, 九州大学卒業論文。
- 橋本進吉 (1934) 『国語法要説』, 明治書院。
- 平山輝男 (1951) 『九州方言音調の研究: 共通語・京阪語との比較考察』, 学会之指針社。
- (1974) 「諸県方言の音調研究」, 『音声学世界論文集』, 252-258頁, 記念論文集刊行委員会。
- Igarashi, Yosuke (2006) 「Dephrasing in Kobayashi Japanese: Is it a reality?」, 『日本語学会第133回発表予稿集』, 日本語学会。
- (2022) “Prosodic phrasing, long-distance rise, and structural prominence-marking in Japanese dialects without lexically contrastive tones,” in Kubozono, Haruo, Junko Ito, and Armin Mester eds. *Prosody and Prosodic Interfaces*, pp. 282-297: Oxford University Press.
- 児玉望 (2005) 「鹿児島タイプ二型アクセントの音調句」, 『熊本大学言語学論集』, 281-307頁。
- 松岡葵 (2024) 「福岡県柳川市方言の記述研究」, 博士論文, 九州大学。
- Poser, William (1984) “The phonetics and phonology of tone and intonation in Japanese,” Ph.D. dissertation, MIT.
- 佐藤久美子 (2013) 『小林方言とトルコ語のプロソディー: 一型アクセント言語の共通点』, 九州大学出版会。
- Shimoji, Michinori (2008) “A Grammar of Irabu, a Southern Ryukyuan Language,” Ph.D. dissertation, Australian National University.
- 下地理則 (2018) 『南琉球宮古語伊良部島方言』, くろしお出版, 東京。
- 上野善道 (1984) 「N型アクセントの一般性について」, 平山輝男博士古稀記念会 (編) 『現代方言学の課題2 (記述的研究篇)』, 167-209頁, 明治書院。
- (2012) 「N型アクセントとは何か」, 『音声研究』, 第16巻, 第1号, 44-62頁。